

定住促進住環境整備助成制度を希望される方の申込受付を開始します

村では、令和 7 年度から 3 年間、下記のとおり助成事業を行います。

つきましては、今年度中に助成制度の利用を希望される方は期日までに裏面の申込書を提出されますようお願いいたします。

1 助成制度の区分及び内容

(1) リフォーム等に対する助成		助成対象	助成額
村内の築 15 年以上の居住用住宅の改修		改修費用 100 万円以上	50万円限度
子育て世帯加算 (申請者と同居している 18 歳以下の子が 1 人以上いる世帯)		加 算	30万円
(2) 除去工事に対する助成		助成対象	助成額
村内で居住の用に供していた住宅を解体し、除去する工事		除去費用100万円以上の もので、その廃棄物 処理費用	費用額 50万円限度 (村外業者30万円)
(3) 屋外排水設備工事に対する助成		助成対象	助成額
農業集落排水処理施設又は個別排水処理施設に接続するための屋外排水設備工事		接続工事費用	3 分の 1 (30 万円限度)
(4) 空き家住宅購入に対する助成		助成対象	助成額
住 宅	ア 空き家住宅を購入し、住み替えする場合	購入費用	2 分の 1 (50万円限度)
	イ 転入加算 (3 年以上村外に居住していた方が転入後 3 年以内に空き家を購入して居住する場合)	加 算	30 万円 ※ただし加算を含めた合計助成額は購入費用の 3 分の 2 を上限とする

- ・ 村固定資産課税台帳上、専用住宅及び併用住宅以外のは助成対象外。
- ・ 改修工事等に対する助成は、同一世帯についてそれぞれ 1 回限りです。これまでの住環境整備事業等で実施の場合は対象となりません。
- ・ 村内の企業又は個人事業者が自社の社員及び従業員を居住させるための建物についても助成対象として拡充しました。(同一建物につきそれぞれ 1 回限り)
- ・ 原則として改修工事等に着手する前に申請することが必要となります。
- ・ 2 親等以内の親族間の売買は対象となりません。

2 助成件数 予算の範囲内での助成となりますので、必ず申込期日までに申込を
をお願いします。(申込期日後の申込は原則受け付けません)

3 申込み先 住民課健康福祉係 電話 6 7 - 2 2 1 1 ・ F A X 6 7 - 2 2 9 8

4 申込期日 令和 7 年 7 月 3 1 日 (木) まで (FAX 可)

5 そ の 他 施工業者と施工時期等十分に打ち合わせのうえ、今年度中に施工が可能な場合に申込書の提出をお願いします。

定住促進住環境整備支援助成制度申込書

1 住 所 初山別村字

2 氏 名

3 事業区分 〔1〕改修 〔2〕除去 〔3〕屋外排水
 〔4〕空き家住宅購入

(該当区分に○を付けてください。複数選択可)

4 施工業者

(住み替え等の場合は住宅の旧所有者)

5 施工時期 月頃予定

(住み替え等の場合は購入時期)

6 概算事業費 万円

(住替等により敷地を併せて購入する場合は、住宅と敷地の代金を分けて記載)